



金 沢 市 公 報

号外第18号

平成27年(2015年)6月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課)	2
●規 則		●告 示	
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1	○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (こども政策推進課)	3
○金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (福祉総務課)	1		

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第2項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第2の備考第2項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第4項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第3の備考第2項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第4項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第4の備考第3項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第5項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第2項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第2項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同備考第4項第2号中「及び第6項」を「、第6項及び第24項」に改め、同項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1から別表第4までの規定は、平成27年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成27年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成27年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(以下「指定医療機関等」という。)」を削る。

第4条の2第1項第2号ア中「指定医療機関等(薬局を除く。以下このア及びイ並びに次項において同じ。)に医療費受給資格証を提示して」を「病院又は診療所において」に、「指定医療機関等ごと」を「病院又は診療所ごと」に改め、同号イ中「指定医療機関等に医療費受給資格証を提示して」を「病院又は診療所において」に改め、同号ウ中「指定医療機関等(薬局に限る。)に医療費受給資格証を提示して」を「薬局において」に改め、同条第2項中「指定医療機関等」を「病院又は診療所」に改める。

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項第1号中「条例第4条第2項の指定医療機関等(薬局を除く。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)に子ども医療証を提示して」を「病院又は診療所において」に、「同条第2項の指定医療機関等」を「病院又は診療所」に改め、同項第2号中「条例第4条第2項の指定医療機関等に子ども医療証を提示して」を「病院又は診療所において」に改め、同項第3号中「条例第4条第2項の指定医療機関等(薬局に限る。)に子ども医療証を提示して」を「薬局において」に改め、同条第2項中「条例第4条第2項の指定医療機関等」及び「同項の指定医療機関等」を「病院又は診療所」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第249号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1項中「私立幼稚園」の次に「(特定教育・保育施設に該当するものを除く。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「幼稚園」を「私立幼稚園」に改める。

第3条第1項中「幼稚園」を「私立幼稚園」に改める。

別表中「199,200円」を「272,000円」に、「253,000円」を「290,000円」に改め、同表の備考第1項中「若しくは医療型児童発達支援」を「、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等」に改め、同備考第4項中「児童」の次に「(学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予され、又は免除された児童であって、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたことに伴い小学校の第1学年から第3学年までに在学するものを含む。)」を加え、同備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 対象幼児が次の各号のいずれにも該当する場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「272,000円」とあり、「290,000円」とあり、「115,200円」とあり、「211,000円」とあり、「62,200円」とあり、及び「185,000円」とあるのは、「308,000円」とする。

- (1) 同一世帯において児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が3人以上いる世帯の児童であること。
- (2) 前号の世帯の児童のうち、3人目以降の児童であること。
- (3) この表の第2号から第4号までの区分に掲げる世帯に属する第1子又は第2子であること。

附 則

この告示は、平成27年度分からの補助金について適用する。

平成27年(2015年)6月30日 印刷
平成27年(2015年)6月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄